

## 四国中央市災害ボランティア事前登録要綱

平成 17 年 6 月 21 日

告示第 78 号

### (目的)

第 1 条 この告示は、災害発生時に設置する四国中央市災害ボランティアセンター等と協働し、自発的な意志でボランティア活動をする団体又は個人を事前に登録し、円滑かつ効果的に救援活動が行えるよう支援することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この告示において「救援活動」とは、被災者の救援と生活再建支援を目的とした善意による良心的な活動（政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動は除く。）をいう。

### (登録等)

第 3 条 災害ボランティアに登録をしようとするものは、災害ボランティア登録申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、別に定める災害ボランティア事前登録者台帳に登録するものとする。ただし、未成年者については、親権者等の同意を得た者とする。

3 第 1 項の申込書の提出は、持参、郵送又はファクスその他の電子媒体によることができる。

### (登録証の交付等)

第 4 条 市長は、前条第 2 項の規定により登録をしたもの（以下「登録者」という。）に四国中央市災害ボランティア登録証（様式第 2 号。以下「登録証」という。）を交付する。

2 登録者は、救援活動を行う場合は、登録証を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (研修等の機会提供)

第 5 条 市長は、常時、登録者相互の連携及び人的ネットワーク化の推進を図り、救援活動に関する知識の向上に寄与するため、必要な情報及び研修等の機会の提供に努めるものとする。

### (登録者の個人情報)

第 6 条 登録者に関する個人情報は、第 1 条の目的を達成するため、本人の同意がある場合に限り、災害時の連絡及び救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

2 前項の個人情報の取扱いは、四国中央市個人情報保護条例（平成 17 年四国中央市条例第 4 号）の例による。

### (登録変更)

第 7 条 登録者は、登録内容に変更があったときは、災害ボランティア登録変更届（様式第 3 号）を市長に届け出なければならない。

### (登録抹消)

第 8 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

(1) 災害ボランティア登録辞退届（様式第 4 号）の提出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適格と認めるとき。

2 前項の規定により登録を抹消されたものは、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。

( 保険加入 )

第 9 条 登録者は、ボランティア保険に加入するものとし、当該保険料は市長が負担する。

( 免責等 )

第 10 条 登録者が救援活動中に被った事故等による補償は、前条のボランティア保険によるものとする。

2 市長は、当事者又は第三者が救援活動中に被った事故及び補償等については、その責めを負わないものとする。

( その他 )

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。